

財務省告示第百二十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年三月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九 年法律第二十三号）第四十七

三 法律及びその 社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

四 発行方法 用を振替法とするものとし、その振替

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした財

務大臣が行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

ごに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

五

募方

入決定の

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

入札競争

札格競争

別参加者・第 非価格競争入札
発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応
募限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

イ 発

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

額面金額で七百五十二億円

額面金額で六百七十三億円

額面金額で七千三百二十四億円

八

口

イ

発

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

入札競争

十 十
三 二

債 別 入 価 ・ 別 債
市 参 第 格 札 入 利 經
場 加 非 争 行 札 過 利 經
特 者 非 争 行 札 過 利 經
者 者 者 者 者 者 者 者

十 四
初 期 利 子

(一) 年二・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{5}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

平成二十年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成四十年三月二十日
十六	償還金額	額面金額	日本銀行
十七	償還金額	額面金額	につき百円
十八	元利支	額面金額	につき百円
十九	払入札参加	財務大臣から通知を受けた者	
二十	払込期日		平成二十年三月二十五日